

令和7年度からの理事・監事の選挙についてのお知らせ

選挙管理委員会委員長  
柴 伸昌

告示

理事・監事立候補期間： 令和7年1月21日（火）～ 2月2日（日）

選挙になった場合、役員選出規定により投票を行う〔2月7日（金）～2月17日（月）〕  
開票告示は 2月21日頃とする。

無投票の場合は、選挙管理委員会によって審査を行い 2月25日頃、新理事・監事を決定告示する。

- ・当選した理事・監事は当選受諾書と住民票の提出によって新理事・監事として認められる。
- ・当選を辞退したいものは 2月22日までに辞退届を提出しなければならない。
- ・選挙に落選した者が、 2月20日までに異議申し立てがない場合、落選を受け入れたものと判断する。

理事の職務と権限（定款第36条）

第36条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。特任理事も同等に業務の執行の決定に参画する。理事会には正当な理由がない限り出席し（出席義務）、理事長より依頼された業務及び理事会から託された任務を果たさなければならない（業務遂行義務）。

理事・監事の被選挙権および選出（役員選出規定第5条）

第5条 理事及び監事の候補者は、評議員の中から選出する。ただし、理事及び監事に立候補しようとする者は、引き続き5年以上この法人の正会員であることを要する。

2 理事及び監事の選挙に立候補しようとする者は、必要書類を添えて第13条に定める期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 理事の就任時の年齢は、満75歳未満であることを要する。

4 理事長は、理事の互選により選任する。

5 副理事長は、理事長が推薦し、理事会の議決によって選任する。

6 理事及び監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

7 正当な理由がなく、任期中理事会に全く出席せず、又は各種委員会の委員長、副委員長の職務を遂行しなかった場合などは、次期の立候補を認めないことがある。

8 第1項及び第18条の定めにも拘らず、監事について必要があるときには、正会員以外のものであっても理事長が推薦し理事会の承認を受けた者を選挙により選出されたものとみなす。

立候補届はHPの申し込み用紙を使用し以下URLからお申込みいただきますようお願いいたします。

提出（アップロード）先：<https://www.dropbox.com/request/qKVtMyIpYUevW9IMLwm8>

立候補受付期限： 令和7年1月20日（月）～ 2月2日（日）

以上